

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和7年8月4日

会議の名称	庁議
開催日時	令和7年8月4日（月）9時15分～9時25分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 外立健一 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 石塚匠 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 清水裕子 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松井俊之 上下水道部長 青木裕一 会計管理者 川幡和広 議会事務局長 山崎仁 選挙管理委員会事務局長 篠崎勉 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 総務部長 豊島俊二 2 総務部長 豊島俊二 3 子ども・健康部長 清水裕子 4 上下水道部長 青木裕一
議題	【付議】 1 令和6年度志木市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額運用基金の運用状況について 2 志木市税条例の一部を改正する条例について 3 志木市子ども医療費の助成に関する条例及び志木市ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について 4 志木市水道給水事業条例及び志木市下水道条例の一部を改正する条例について

結 果	【付議】 1～4 了承
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	
<p>開会</p> <p>総合行政部長が開会を告げる。</p> <p>【付議】</p> <p>1 令和6年度志木市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額運用基金の運用状況について</p> <p>○概要説明：総務部長</p> <p>令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額運用基金の運用状況について、地方自治法の関連規定に基づき、令和7年9月定例会に上程するもの。</p> <p>【提出議案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度志木市一般会計歳入歳出決算認定 ・令和6年度志木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 ・令和6年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定 ・令和6年度志木市介護保険特別会計歳入歳出決算認定 ・令和6年度志木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 <p>【議案附属資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算 地方消費税交付金（引上げ分）の使途について ・令和6年度決算 森林環境譲与税の使途について ・令和6年度定額運用基金の状況 <p>【根拠規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第233条第3項・地方自治法第241条第5項 	

会計別決算額一覧（単位：円）

	歳入	歳出	差引額
一般会計	30,210,550,378	28,273,720,408	1,936,829,970
国保特会	6,876,355,873	6,600,244,473	276,111,400
地下駐特会	67,253,456	54,722,134	12,531,322
介護特会	6,003,628,540	5,762,199,878	241,428,662
後期高齢者特会	1,299,058,826	1,294,786,230	4,272,596
計	44,456,847,073	41,985,673,123	2,471,173,950

2 志木市税条例の一部を改正する条例について

○概要説明：総務部長

地方税法の改正に伴い、個人市民税の特定親族特別控除の創設等をしたいので、同法第3条第1項の規定により提出するものである。

【改正条例】

志木市税条例（昭和30年志木市条例第11号）

【改正要旨】

- ①公示送達制度の見直しについて
- ②特定親族特別控除の追加について
- ③法人等の市民税の課税の特例について
- ④加熱式たばこの課税方式の見直しについて

【施行日】

- ①地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- ②令和8年1月1日
- ③公布の日
- ④令和8年4月1日

3 志木市子ども医療費の助成に関する条例及び志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

国においてマイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認が実施できるよう、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤（PMH）のシステム構築を行っており、本市においても、令和8年度からの導入を目指

していることに伴い、それぞれの条例の規定を整備するものである。

【改正内容】

現在、子ども医療費・ひとり親家庭等医療費受給者証の提示は必須であるが、医療費助成オンラインシステムにより資格確認が可能になるため、条例の一部改正をするものである。

（1）志木市子ども医療費の助成に関する条例

第6条 受給資格証を提示し、又は当該子どもがこの条例による医療費の助成の対象者であることの確認を受けなければならないとする。

（2）志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

第8条 受給者証を提示し、又は受給者であることの確認を受けなければならないとする。

【施行日】

令和8年4月1日

4 志木市水道事業給水条例及び志木市下水道条例の一部を改正する条例について

○概要説明：上下水道部長

国土交通省より、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について、地方自治法に基づく技術的助言が通知されたことにより、志木市水道事業給水条例の一部を改正するとともに、下水道法第25条に基づき、水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である、国の「標準下水道条例について」が改正されたことにより、志木市下水道条例の一部を改正する。

【改正内容】

①志木市水道事業給水条例の一部改正

第10条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業管理者を含む。以下同じ。）の指定を受けた者又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

②志木市下水道条例の一部改正

第8条中「工事は」の次に「、災害その他非常の場合において、市長が他

の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせると認めるときを除き」を加える。

【施行日】

公布の日から

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。